

徳島県事前復興計画策定ガイドライン 【概要(詳細版)】

令和7年3月

徳島県

はじめに

1. ガイドラインの目的

南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震が発生した際には、本県では、甚大な被害が想定されている。大規模災害が発生した際には、市町村にて復興計画を作成することとなるが、被災市町村では、応急・復旧に加えて、避難所の運営や罹災証明の発行等に、多大な時間と人手を要し、復興計画の策定に速やかに着手できない状況に陥ることも想定される。

東日本大震災においても、復興計画の策定に当たり、新たな考え方でのまちづくりの検討が必要となる中で、情報や人材、技術的ノウハウ等の不足、住民との合意形成が進まないことなどから復興の長期化につながり、人口減少・高齢化の傾向の加速化、地域の衰退等が生じた等の課題がみられた。

そのような中、国においては、「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」（平成30年7月）や「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」（令和5年7月）が公表され、復興事前準備の取組を促している。

また、徳島県においても、「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」を策定し、市町村の事前復興の取組や事前復興計画の策定を促すこととしている。

本ガイドラインは、このような背景を踏まえつつ、徳島県内の市町村における具体的かつ実践的な事前復興計画の策定を後押しするものとして作成するものである。

2. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例、徳島県国土強靱化・レジリエンス推進計画、徳島県震災復興都市計画指針等に基づくこれまでの取組を踏まえつつ、市町村における「事前復興計画」の策定を促し、被災後の迅速かつ円滑な復旧及び復興を図るため策定するものである。

3. 対象とする災害

本ガイドラインは、徳島県が備えを進める二つの巨大地震である、「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線・活断層地震」を主な想定災害とする。

なお、津波被害が想定されていない中山間地域等においても、地震に伴う火災や家屋倒壊、大規模な土砂災害、地域の孤立等のおそれがあり、事前復興の取組は重要である。

4. ガイドラインの構成

事前復興計画
策定の必要性
を理解

計画策定に
当たっての
基本的な考え方

計画策定の
進め方と
事前準備

第1章 事前復興計画について

- ・事前復興計画の役割や構成、策定により期待される効果を整理。

第2章 徳島県で想定されている災害

- ・南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震等の被害想定、大規模災害による市町村の被害特性等を整理。

第3章 事前復興計画における基本的な考え方

- ・徳島県における事前復興の基本的な考え方とあわせて、事前復興まちづくりの検討における土地利用や復興パターン等を整理。

第4章 市町村における事前復興計画策定の進め方

- ・市町村の事前復興計画の位置付けを示すとともに、計画検討の手順や体制、復興ビジョン・事前復興まちづくり計画・復興プロセスの検討方法等を整理。
- ・あわせて、実践する事前復興への展開として、復興事前準備の推進に向けた検討事項等を整理。

第5章 事前復興計画の運用

- ・事前復興計画の見直しや大規模災害発生後の運用について整理。

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る
震災に強い社会づくり条例

徳島県国土強靱化・レジリエンス推進計画
(令和6年8月)

「能登半島地震の教訓」を踏まえた上で、体系的で分かりやすい計画とするため、既存の防災関連3計画を統合し、強靱化・レジリエンス双方の視点で防災対策を推進。

既存の防災関連3計画

徳島県国土強靱化
地域計画

徳島県南海トラフ・
活断層地震対策行動計画

徳島県復興指針

- ・施策体系に『「創造的復興の推進」～社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する～』を位置づけ
- ・市町村の事前復興計画策定を重要業績指標に位置付け

徳島県震災復興都市計画指針(平成30年3月)

本ガイドライン

市町村の事前復興計画の策定

第1章 事前復興計画について

1. 事前復興計画の役割等

(1) 事前復興計画の役割

市町村が策定する「事前復興計画」は、大規模災害後の迅速かつ円滑な復興計画の策定や復興事業の推進に向けた「準備する事前復興」の役割を担うとともに、高台移転をはじめとした市町村における「実践する事前復興」の推進に向けた道標等となるものである。

また、事前復興計画は、被災者一人ひとりの復興を支援する「被災者復興」の指針であると同時に、被災地において地域の関係者と行政の合意に基づき取り組む「被災地の復興地域づくり」の指針となるものである。

そのため、本ガイドラインで策定を促す「事前復興計画」は、以下のような役割を担うものと定義する。

- ・大規模災害発生後に策定を行う「法に基づく復興計画」の基礎となるもの
- ・大規模災害発生後の「各種の復興事業等」の速やかな実施につながり、「迅速かつ円滑な復興の実現」に向けた備えとなるもの
- ・市町村における事前復興の取組（「準備する事前復興」と「実践する事前復興」）推進における指針となり、「安全・安心な暮らしの実現や地域の維持・活性化等」に寄与するもの

(2) 事前復興計画の構成

事前復興計画の役割を踏まえ、市町村が作成する事前復興計画の構成を、「復興ビジョン」、「事前復興まちづくり計画」、「復興プロセス」に分類する。

■市町村が作成する事前復興計画の構成

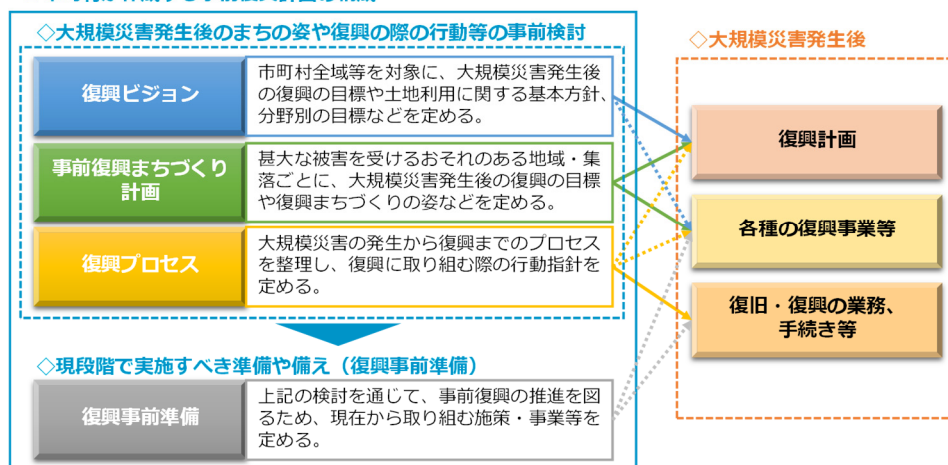


図 市町村が作成する事前復興計画の構成

2. 事前復興計画の策定により期待される効果

事前復興計画の策定により期待される効果として、以下のようなことが挙げられる。

- ①復興までの期間短縮
- ②創造的復興の実現
- ③平時における事前復興の推進

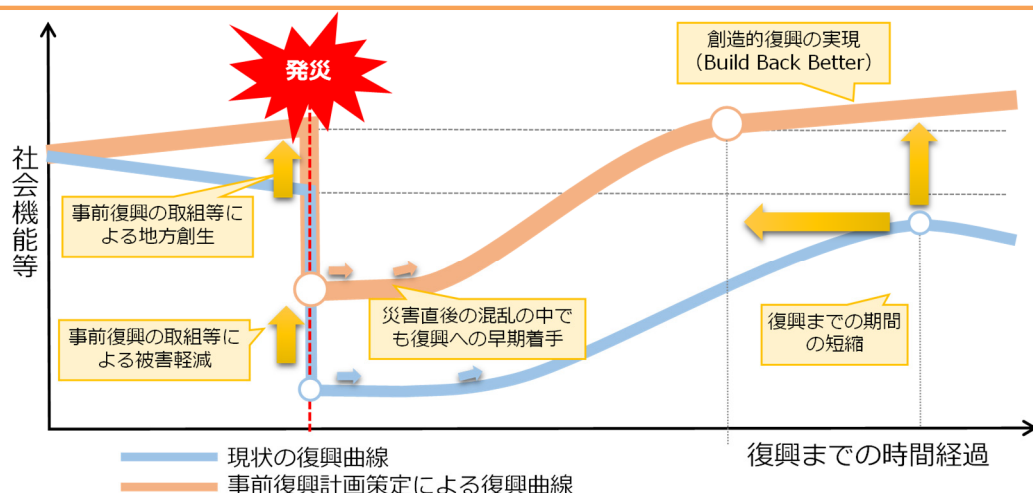


図 事前復興計画の策定による効果イメージ

第2章 徳島県で想定されている災害

本県は、「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線・活断層地震」により、甚大な被害が想定されている。また、洪水・内水、土砂災害、高潮、ため池等の様々な災害リスクを有し、市街地・集落のほとんどが、何らかの災害ハザードを有している状況にある。

第3章 徳島県における事前復興の基本的な考え方

1. 徳島県における事前復興の基本的な考え方

(1) 事前復興の基本理念

徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画を踏まえ、『いかなる大規模災害が発生しようとも、未来に引き継げる「災害に強いとくしま」の実現』に向け、以下のような基本的な考え方を改めて整理する。

すまいの再建	大規模災害が発生したとしても、住み続けたいまちとして選ばれるため、災害発生から復興までの段階に応じた適切なすまいの確保を図る。 →緊急の住宅確保、恒久住宅の供給・再建 等
暮らしの再建	日々の生活を取り戻し、県民一人ひとりが暮らしやすいまちづくりをめざす。 →雇用の維持・確保、被災者への経済的支援、公的サービス等の回復、地域社会の維持・再生・育成
産業・経済の復興	まちを再建し、そこで住み続けるためには、「働く場がある」ことが重要であり、早期のなりわい再生を目指す。 →情報収集・提供・相談、中小企業の再建、農林漁業の再建
安心・安全な地域づくり	将来にわたって、被害を繰り返すことのない、人命を守ることを最優先としたまちの姿を実現する。 →公共土木施設等の災害復旧、社会基盤施設の復興、安全・安心な市街地・公共施設整備

2. 事前復興まちづくりの検討における基本的な考え方

(1) 事前復興まちづくりの検討が必要な地域

本県で想定される災害を顧みると、あらゆる地域・集落において、甚大な被害を受け、まちを大きく改変する復興まちづくりに取り組む必要性が生じる可能性があると言える。

(2) 前提となる津波浸水想定

次に発生する南海トラフ地震の規模は誰にもわからないことから、事前復興計画の策定においては、「L2津波が発生したとしても県民の命を守るためのまちづくり」を基本に検討を行うものとする。

(3) 復興土地利用の考え方

■沿岸地域の津波からの復興土地利用の考え方

【安全・安心なすまいの確保】

命を守ることを最優先とした安全・安心なすまいの確保に向け、現地でのかさ上げ、高台や災害リスクのない地域等への移転を検討する。

本県の特性として、高台や災害リスクのない地域等を確保することが困難な場合が想定され、住民合意のもと、確実な避難が実現できる復興まちづくりの検討も考えられる。

【居住の制限の検討】

将来にわたって安全なすまいの確保を図るため、津波によって被害を受けることが想定される区域は、災害危険区域の指定等により住居の用に供する建築物の制限の実施を検討する。

(4) 津波浸水深等に応じた復興パターン



復興パターンの選定に当たっては、住民の安全・安心なすまいを確保するため、津波浸水想定に応じて検討を行うことが考えられる。

右に、東日本大震災で活用された復興事業等を参考とした復興パターン選定フローの一例を示すが、周辺の地形条件や都市機能の立地状況、地域住民の意向等を踏まえて選定する。

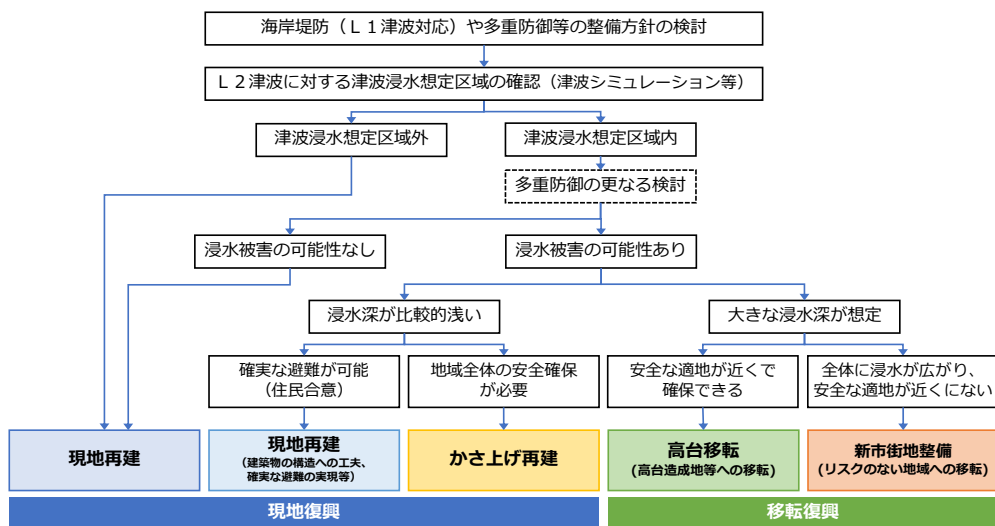


図 復興パターンの選定フロー（一例）

(5) 地形等に応じた復興パターン

徳島県の地域特性や被害特性等を踏まえ、以下のような復興パターンを基本に、地域・集落ごとの事前復興まちづくり計画等の検討を行う。

パターン		代表的な地形	浸水深の想定 (L1津波対応後)	市街地・集落の 復興パターン
沿岸地域 (津波)	①都市機能等が立地する市街地等	平野部	小～大	・現地再建やかさ上げ、新市街地整備等
	②背後に山地が迫り、限られた平野部に立地する市街地や集落等	背後に山地が迫る平野部	小～中	・かさ上げや高台移転等
	③リアス海岸に立地する市街地・漁村集落等	リアス海岸	中～大	・かさ上げや高台移転等
	④行政区域の大部分に被害が想定される平野部	平野部	小～中	・現地再建やかさ上げ等
	⑤一部の区域に被害が想定される平野部	平野部	小	・現地再建やかさ上げ、リスクのない地域への移転等
県内全域 (倒壊、火災、洪水)	⑥地震動による倒壊や地震火災等のおそれがある地域	県内全域	－	・現地再建やリスクのない地域への移転等
	⑦河川洪水による甚大な被害のおそれがある地域	県内全域	－	・現地再建やリスクのない地域への移転等
中山間地域 (土砂災害)	⑧土砂災害等のおそれのある集落・中山間地域等	主に、中山間地域	－	・現地再建やリスクのない地域への移転等

【復興パターン検討の一例】

■パターン②：背後に山地が迫り、限られた平野部に立地する市街地や集落等

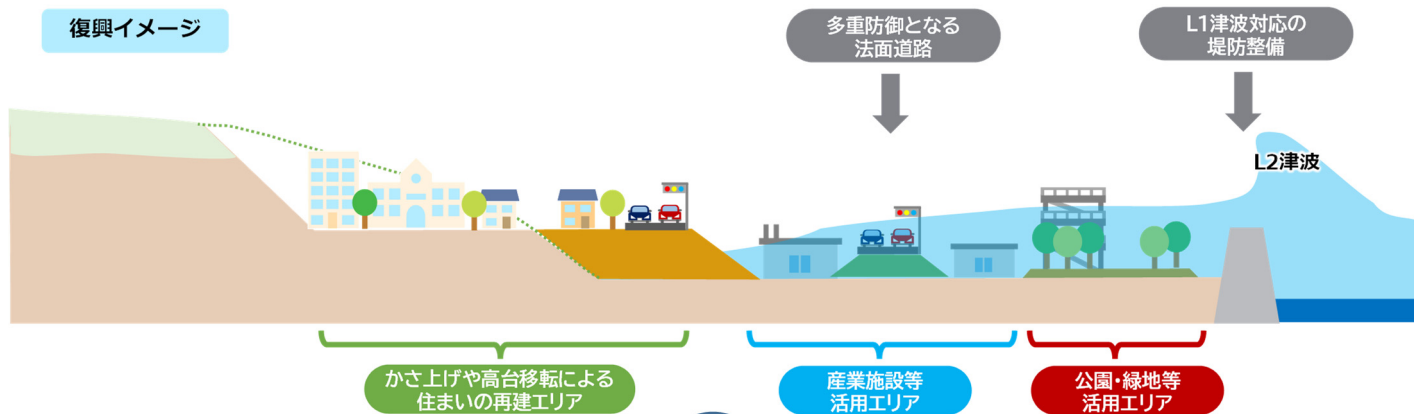
（復興まちづくりのイメージ）

命を守ることを最優先として、L1津波対応の防潮堤の整備をはじめ、多重防御等の取組を行う。

山裾の適地での造成やかさ上げ等による安全性を確保した上で、市街地や集落、すまいの再建を行う。

L1津波対応の防潮堤整備を行ったとしても、津波浸水による被害が懸念される区域は、居住の制限等を行い、公園・緑地や産業施設等として活用する。

海岸沿いでは、確実な避難の実現の条件整備として、津波避難タワーや津波避難ビル等の確保を行う。



第4章 市町村における事前復興計画策定の進め方

1. 市町村の事前復興計画の位置付け等

(1) 市町村の事前復興計画の位置付け

市町村が策定する「事前復興計画」は、大規模災害発生後に「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、市町村が作成することができる「復興計画」の基礎となる。

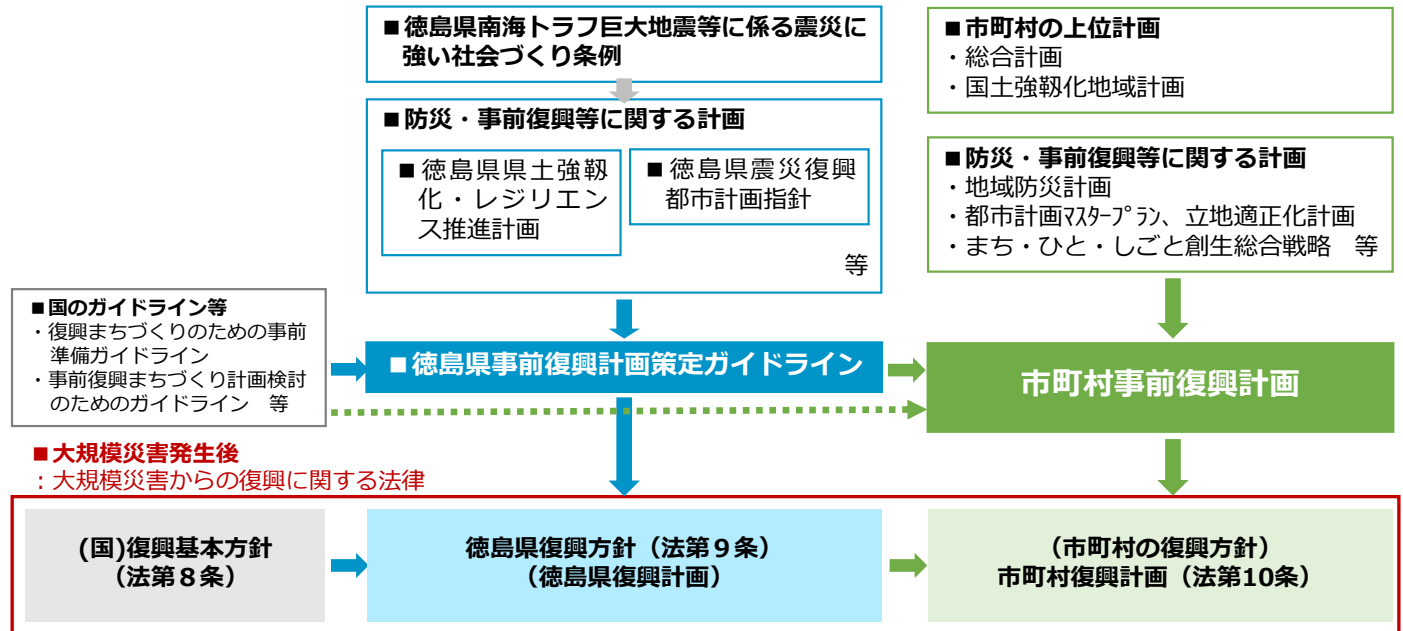


図 市町村の事前復興計画の位置付け

(2) 計画の記載項目

計画の記載項目の一例を以下に示す。市町村の特性等を踏まえて、必要な事項の選択や追加等を行う。

項目	復興ビジョン	事前復興まちづくり計画	復興プロセス
対象範囲	・市町村全域又は被災地域全体	・大規模な被害が想定される地域・集落（※面的な復興の取組が必要になると想定されるエリアごとに複数作成）	・市町村全域（主に、庁内対応）
位置付け	・「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく復興計画の基礎となる	・具体的な地域・集落の復興のあり方を定めておくことで、大規模災害が発生した際の復興まちづくりの基礎となる	・大規模災害が発生した際に、市町村職員が復興業務・復興対応等に取り組むための行動指針となる
記載項目（例）	■対象区域 ■想定する災害 ■対象区域の現状や課題 ■復興の目標（ビジョン） ■土地利用に関する基本方針 ■分野別（すまいの再建、暮らしの再建、産業・経済の復興、安全・安心な地域づくり）の復興方針と施策 ■目標を実現するために必要な施策・事業	■対象区域 ■想定する災害 ■対象区域の現状や課題 ■対象地域における復興の目標 ■復興まちづくりの基本方針 ■復興イメージ ■分野別の復興方針と施策 ■目標を実現するために必要な施策・事業	■想定する災害 ■復興推進体制 ■復興に向けた条件整備 ■復興へ向けた分野別（すまいの再建、暮らしの再建、産業・経済の復興、安全・安心な地域づくり）のプロセス ■事前復興として必要な施策・事業
策定体制等	・学識者や住民代表者等の参画を得ながら検討することが望ましい	・それぞれの地域・集落の具体的な復興のあり方を検討するものであり、住民参画による検討を行う	・主に行政内部での検討 ・学識者や復興に携わった職員のアドバイス等を受けることが効果的

2. 検討の手順と体制等

(1) 検討の手順と体制

事前復興計画の策定を行うに当たり、庁内における取組の必要性の理解を得るとともに、検討体制やスケジュール等を定める。

事前復興の取組は、庁内だけでの対応ではなく、地域住民や関係機関等との連携が不可欠であり、事前復興計画の策定段階から、多様な主体の参画を促すことが重要である。

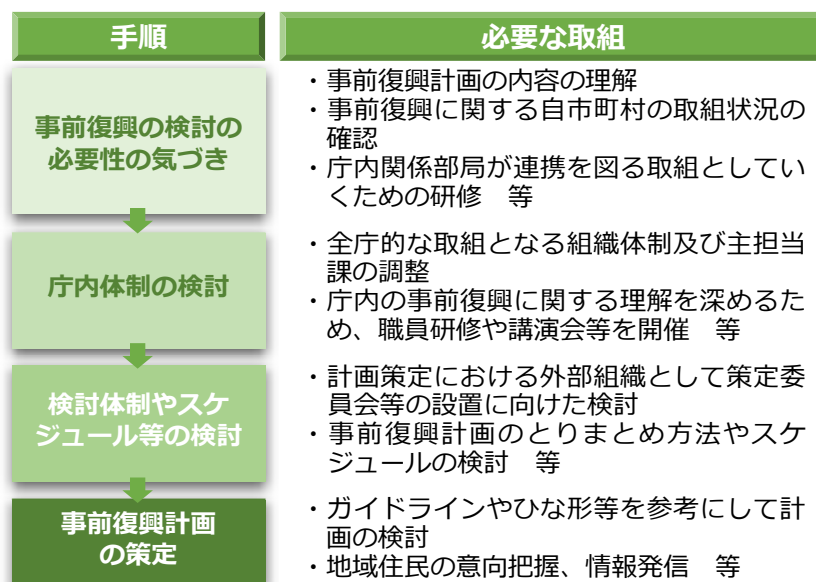


図 事前復興計画策定の着手までの検討フロー（一例）

(2) 事前復興計画のとりまとめ方法

復興ビジョン、事前復興まちづくり計画、復興プロセスの役割等を踏まえると、基本、復興ビジョンと復興プロセスは一市町村に対して一つの計画となるが、事前復興まちづくり計画は一つ以上の計画となる。

事前復興計画として、全てを単独でとりまとめる方法やそれぞれを分冊としてとりまとめる方法、関連計画に位置付ける方法などが考えられ、市町村の実情に応じたとりまとめ方法を検討する。

	単独型	分冊型	折り込み型
とりまとめ方法	1冊の計画書としてとりまとめ	復興ビジョン、復興プロセス、事前復興まちづくりをそれぞれ作成（一部、合冊も含む）	既存の計画（都市計画マスタープランや業務継続計画等）に事前復興の章立て等を追加
イメージ			
特徴等	- 市町村の事前復興計画としてわかりやすい整理となる。 - 部分的な見直しが難しい。	- 個々に作成や見直し等を行うことが可能となる。 - 事前復興まちづくり計画については、年度ごとにいくつかの地域を作成していくなどの取組が可能となる。	- 関連計画に盛り込むことで、まちづくりの目標等との整合を図った検討が可能となる。 - 防災・減災と事前復興を区分して整理する観点が重要となる。 - 法定計画に位置付けることで、定期的な見直しにつながる。
採用が想定される市町村	- 事前復興まちづくり計画の対象となる箇所が少ない市町村、復興ビジョンと事前復興まちづくり計画をいっしょに考える市町村 - 短期間で集中して事前復興計画の策定を行う市町村	事前復興まちづくり計画の対象となる箇所が多い市町村	これまで事前復興の検討を進めており、関連する計画に位置付けている市町村

3. 復興ビジョンの検討

復興ビジョンは、市町村全域又は甚大な被害が想定される地域全体等を対象に、大規模災害発生後の復興の目標や土地利用に関する基本方針、分野別の目標などを定める計画として作成する。

(1) 対象区域

計画検討の対象区域を明確にする。基本的には、市町村全域又は甚大な被害が想定される地域全体等を対象にする。

(2) 想定する災害

面的な復興事業等が必要となる甚大な被害が想定される災害として、南海トラフ巨大地震と中央構造線・活断層地震を想定する。

(3) 対象区域の現状や課題

対象区域における「人口の現状及び将来の見通し」や「産業、土地利用等の基礎的データの整理」等を通じて、地域の現状や課題を整理する。

災害ハザードと各種情報（人口分布、都市施設、土地利用等）の重ね合わせ図の作成により、災害リスクを把握する。

(4) 復興の基本理念、目標

総合計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画に位置付けられている基本理念や目標等を踏まえながら、大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興に向けた基本理念や目標等を検討する。

基本理念

- ・基本理念、目標等の設定に当たっては、大規模災害により甚大な被害を受けた後の、より良い復興をイメージする力強いフレーズを定める。

基本目標

- ・「すまいの再建」、「暮らしの再建」、「産業・経済の復興」、「安全・安心な地域づくり」の項目を基本に、市町村の実情に応じた施策体系を整理する。

(5) 土地利用に関する基本方針

大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興まちづくりの都市構造（拠点やエリア、ネットワーク等）を整理する。

また、県民の命を守ることを基本としたすまいの場の確保に向けた考え方を整理する。

復興まちづくりの都市構造

- ・復興まちづくりの都市構造は、現況及び将来の都市構造や津波浸水想定等を踏まえた検討を行う。
- ・応急期の生活も一定期間の継続が想定されることから、事前の検討が重要である。その際、応急期と復興期の土地利用は、重複して利用することが困難な場合があり、調整・連携を行う。

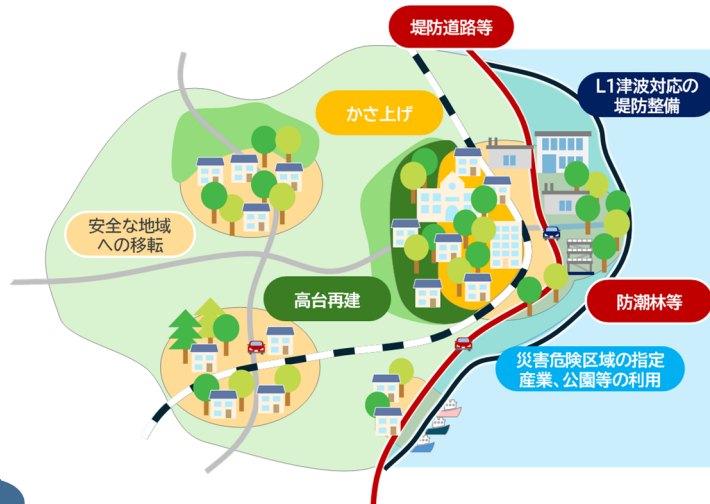
応急期の都市構造

- ・津波で甚大な被害を受けることが想定される地域では、地域内周辺の安全な場所での応急仮設住宅の確保を行うとともに、商業・業務、公共施設等の機能維持を検討

整合・調整

復興期の都市構造

- ・安全な生活の場の確保をはじめ、地域が今後も持続的に発展を図っていくことができる都市構造の検討



(6)分野別の復興方針

分野別の復興方針として、すまいの再建、暮らしの再建、産業・経済の復興、安全・安心な地域づくり等の観点から、大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興に向けた方針を整理する。

(検討項目の一例)

すまいの再建	・ 応急的な住宅の確保に向けた目標・取組 ・ 安全の確保を前提とした恒久的な住宅再建に向けた目標・取組
暮らしの再建	・ 切れ目のない被災者支援に向けた目標・取組 ・ 保健・医療・福祉サービスの維持・再建に向けた目標・取組 ・ 子育て・教育環境の維持・再建に向けた目標・取組
産業・経済の復興	・ 被災事業者の適切な支援に向けた目標・取組 ・ 商工業の再建に向けた目標・取組 ・ 一次産業の再建に向けた目標・取組
安心・安全な地域づくり	・ 公共土木施設（道路、河川・海岸、土砂災害対策等）の早期復旧・復興に向けた目標・取組 ・ ライフラインの早期復旧・復興に向けた目標・取組 ・ 各地区の復興まちづくりの推進に向けた目標・取組

(7)復興体制

大規模災害が発生した際の復興計画の策定等を行うための体制等について整理する。

(8)目標を実現するために必要な施策・事業(復興事前準備として取り組むべき施策・事業の検討)

上述までの検討を通じて、「大規模災害が発生したとしても、円滑かつ速やかな復興の実現に寄与する取組」や「現在の防災・減災対策等に寄与する取組」等、復興事前準備として取り組むべき施策・事業を整理する。

4. 事前復興まちづくり計画の検討

事前復興まちづくり計画は、大規模な被害が想定される地域や集落レベルを対象に、大規模災害発生後の復興の目標や復興イメージなどを定める計画として作成する。

(1)対象区域

計画検討の対象区域を明確にする。大規模な被害が想定される地域や集落レベルを抽出する。

(2)想定する災害

面的な復興事業等が必要となる甚大な被害が想定される災害として、南海トラフ巨大地震と中央構造線・活断層地震を想定する。

(3)対象区域の現状や課題

対象区域における「人口の現状及び将来の見通し」を整理する。また、「産業、土地利用等の基礎的データの整理」や「地域の特徴的な産業や資源等の整理」等を通じて、地域の現状や課題を整理する。

災害ハザードと各種情報（人口分布、都市施設、土地利用等）の重ね合わせ図の作成により、災害リスクを把握する。

(4)対象地域における復興の基本理念や目標

復興ビジョンで定めた市町村全体等の復興の基本理念、目標を踏まえながら、対象区域の特性等に応じた復興に向けた基本理念や目標等を検討する。

(5)対象地域における復興の復興まちづくりの方針

対象地域の特性等に応じた分野別の復興方針として、すまいの再建、暮らしの再建、産業・経済の復興、安全・安心な地域づくり等の観点から、大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興に向けた方針を整理する。

(6)復興イメージ

地域住民等に対して、復興まちづくりのイメージをわかりやすく伝えるために、復興イメージを作成する。また、復興事業において想定される活用可能な事業（防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落環境整備事業等）の想定を行う。

(7)目標を実現するために必要な施策・事業(復興事前準備として取り組むべき施策・事業の検討)

上述までの検討を通じて、「大規模災害が発生したとしても、円滑かつ速やかな復興の実現に寄与する取組」や「現在の防災・減災対策等に寄与する取組」等、復興事前準備として取り組むべき施策・事業を整理する。

5. 復興プロセスの検討

復興プロセスは、主に、行政として取り組むべき手続き等を時系列に沿って明確にするものであり、それぞれの担当部署で検討することが効果的である。

復興プロセスにおける整理項目は、本ガイドラインや復旧・復興ハンドブック等を参考に、それぞれの市町村における復興推進体制等に応じて作成したり、復興ビジョンの目標との関係に配慮したりすることが考えられる。

■復興プロセスの作成事例

市町村における復興プロセスの策定における参考として、以下の復興プロセスを整理した。

- | | |
|---|--|
| <p>1 復興に向けた条件整備</p> <p>①復興に関連する応急対策</p> <p>②計画的復興へ向けた条件整備</p> | <p>2 復興に向けた分野別の対策</p> <p>①すまいの再建</p> <p>②暮らしの再建</p> <p>③産業・経済の再建</p> <p>④安全・安心な地域づくり</p> |
|---|--|

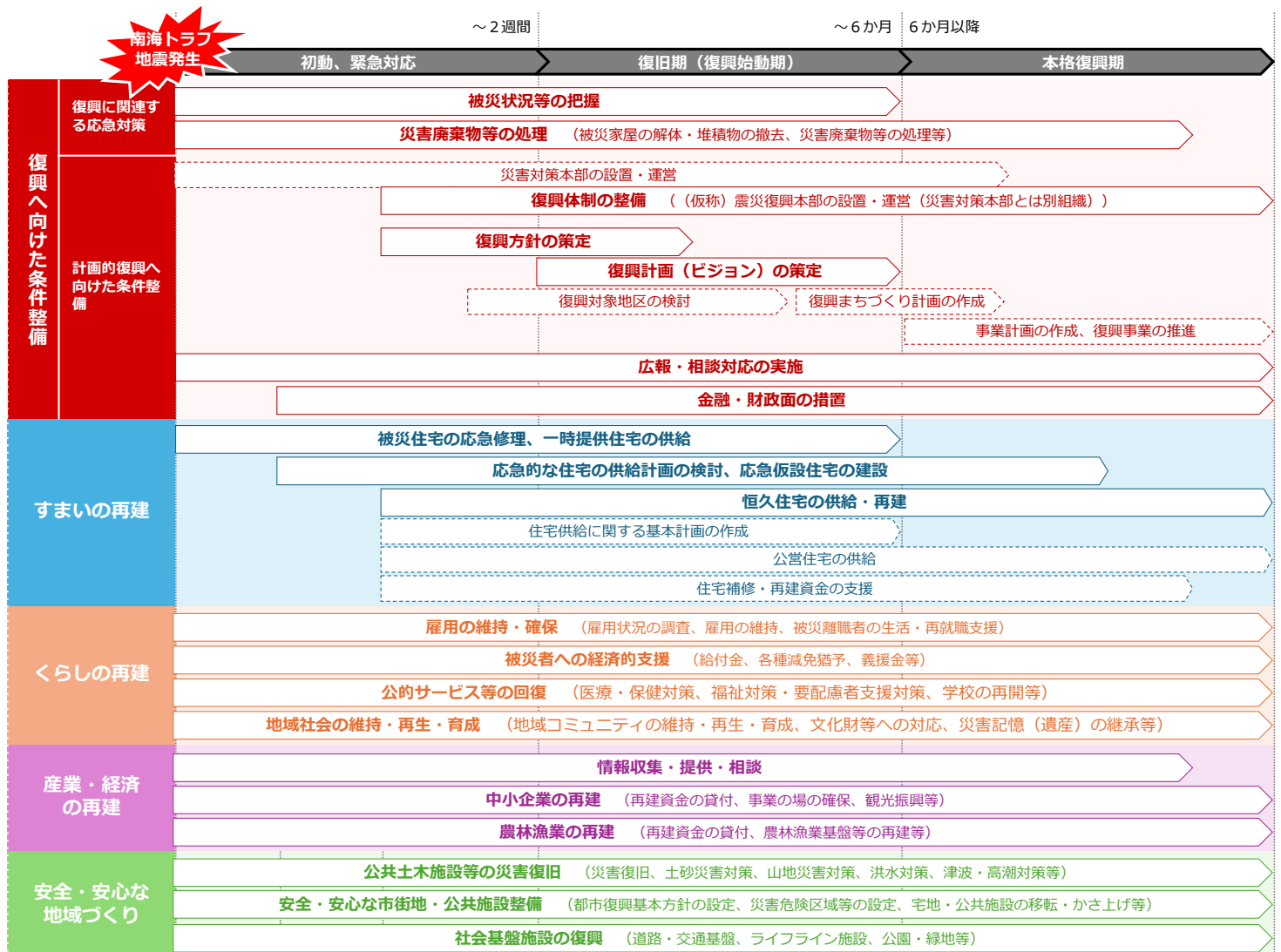


図 復興プロセスの全体像

6. 復興事前準備の推進

事前復興計画の検討を通じて、今、できることを検討し、実践する事前復興へ展開することが重要である。なお、復興事前準備の取組の推進に当たっては、デジタル技術等を活用するなど、新たな視点で検討することが重要である。

■復興事前準備の検討項目の一例

①事前の体制づくり

- ・庁内体制
- ・受援体制
- ・大学等との連携
- ・住民（広域避難者等を含む）のすまいや生活再建等に関する意向把握方法

②すまいの再建

- ・廃棄物仮置場等の事前検討
- ・応急仮設の建設候補地の確保
- ・応急住宅として活用可能な公営住宅の空家状況等の把握

③暮らしの再建

- ・迅速な罹災証明の発行等に向けた訓練
- ・医療・保健、福祉、子育て・教育施設等の被災リスクの整理と代替機能の確保に向けた事前検討

④産業・経済の復興

- ・仮設工場用地などとして活用可能な土地の確認
- ・グループ補助金等の被災者支援策の事前の確認

⑤安心・安全な地域づくり

- ・被害軽減対策の推進
- ・地籍調査の推進
- ・災害リスクの少ない地域で活用可能な空家・空地等の確認
- ・津波被害のおそれのない安全な土地の積極的な活用

■住宅の高台移転等の検討

国では、「防災移転まちづくりガイドンス ～防災集団移転促進事業及び防災移転支援事業（居住誘導区域等権利設定等促進事業）について～」(令和6年4月 国土交通省 都市局 都市安全課)を公表し、「平時における、発災前に行う「防災移転」の促進」や「人口動態や土地利用等を踏まえた、「まちづくり」の一環としての移転の促進」という軸足に立った「防災移転まちづくり」を進めることを促している。

津波等により甚大な被害を受ける可能性のある市町村においては、住民への情報提供を行いながら、話し合いの機会を設け、実現の可能性を検討することが重要である。

第5章 事前復興計画の運用

1. 定期的な見直し

事前復興計画は、大規模災害が発生するその時まで、随時、見直しをしていく必要がある。明日、被災したら、どのような復興まちづくりを考えるのかということを繰り返すことが重要である。

そのため、事前復興計画に基づく復興訓練や復興研修等を実施し、計画の妥当性等を随時、確認し、必要な見直しを行うこととする。これらの取組は、職員の事前復興に関する理解を深めることにつながり、その結果として、適切かつ迅速な復興につながる礎となる。



図 事前復興計画の推進イメージ

2. 大規模災害発生後の運用

大規模災害が発生し、法に基づく復興計画の策定を行う際には、事前復興計画の策定時の体制を基本に、復興計画の策定体制を構築する。

また、被害の状況等を確認した上で、「復興ビジョン」と「事前復興まちづくり計画」を活用し、早期の復興計画の策定を行う。